（別記様式第１号）

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	津和野町

津和野町鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞

担 当 部 署 名　津和野町役場　農林課
所　在　地　島根県鹿足郡津和野町後田ロ 64 番地 6
電 話 番 号　0856-72-0653
ＦＡＸ番号　0856-72-0067
メールアドレス　nourin@town.tsuwano.lg.jp

（注）１　共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。

２　被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、サル、タヌキ、アナグマ、テン、キジバト・ドバト、カラス、アオサギ、カワウ、アライグマ、ヌートリア、ニホンジカ、ツキノワグマ
計画期間	令和 8 年度～令和 10 年度
対象地域	島根県鹿足郡津和野町全域

（注）１　計画期間は、３年程度とする。
　　２　対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和 6 年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品　目	被害数値
イノシシ	水稲 野菜	971.9 千円、68.3ａ 1040 千円、11ａ
サル	稲 果樹 野菜 いも類	42 千円、3ａ 79 千円、10.1ａ 152 千円、2.5ａ 651.8 千円、7.1ａ
ツキノワグマ	果樹	1073 千円、390ａ
ウサギ	豆類	2 千円、3ａ
カラス	野菜	3 千円、1ａ

（注）　主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（２）被害の傾向

・イノシシ　通年
　町内全域に生息しており、水稲を中心とした食害や耕作地、畦畔の掘り起こし等の農業被害や人家周辺道路法面の掘り返し等の生活環境被害も多く確認されている。

・サル　通年
住宅地や田畑など人里に近いところで、年間を通して頻繁に出没している状況である。そのため、住民に対して動物追い払い用煙火講習の受講を勧めている。しかし、慣れてくると山奥まで逃げずに威嚇してくるため、効果的な追い払い技術の普及の他、放置果樹伐採の推進、サル用防護柵の普及、集落におけるサル檻の設置等による効率的な捕獲活動を行う必要がある。

・タヌキ、アナグマ、テン、キジバト・ドバト、カラス、アオサギ、カワウ　通年
町内全域の家庭菜園等、小規模な田畑の農作物に対して頻繁に被害が発生している。また、畜産用飼料や漁業権魚種にも被害が出ている。近年、被害

区域・被害額ともに拡大傾向にある。

・アライグマ、ヌートリア　通年
毎年捕獲および目撃情報があり、近年は目撃頭数および捕獲頭数が増加していることから、生息数は増加していると思われる。農作物被害は比較的少ないものの、外来生物であるため、年間を通じた捕獲活動が必要である。

・ニホンジカ　通年
当町では被害報告自体はないが、山に入るとヒノキ等の食害や剥皮被害が少しずつ出てきている。捕獲自体は数頭程度と少ないが、目撃情報や当町で設置しているセンサーカメラでの撮影も増えてきており、生息数及び生息域の拡大が懸念されている。

・ツキノワグマ　3 月～12 月
人家近くの果樹等を目的に人里へ降りてくることが頻発しており、人的被害が懸念される。また、目撃・被害ともに年々増加傾向にあり、生息数は増加傾向にあると推定される。

住民の間ではどんな対策を講じても仕方がない、住んでいる環境上、鳥獣が出てくるのは仕方ない等の諦めの声も上がっている。そのため、全ての被害額を把握することは困難であり、上述の記載事項は報告があったもののみである。

（注）１　近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
２　被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

（３）被害の軽減目標

指標	現状値（令和 6 年度）	目標値（令和 10 年度）
被害金額	イノシシ　2,011.9 千円 サル　924.8 千円 ツキノワグマ　1,073 千円 ウサギ　2 千円 カラス　3 千円 合計　4,014.7 千円	イノシシ　1,810.71 千円 サル　832.32 千円 ツキノワグマ　965.7 千円 ウサギ　1.8 千円 カラス　2.7 千円 合計　3,613.23 千円
被害面積	イノシシ　79.3a サル　22.7a ツキノワグマ　390a ウサギ　3a カラス　1a 合計　496a	イノシシ　71.37a サル　20.43a ツキノワグマ　351a ウサギ　2.7a カラス　0.9a 合計　446.4a

（注）１　被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
２　複数の指標を目標として設定することも可能。

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題

捕獲等に関する取組	① 有害鳥獣捕獲奨励事業費補助 ② 有害鳥獣駆除出動条件整備事業費補助 ③ 有害鳥獣駆除活動事業費補助 ④ 狩猟免許取得費補助 ⑤ 鳥獣被害防止総合対策交付金の活用（捕獲機材の導入）	捕獲従事者の高齢化に伴い、後継者の育成が急務である。 狩猟免許取得費補助により一定数の新規狩猟免許取得者が確保出来てはいるが、新規狩猟免許取得者の捕獲頭数はほぼゼロであり、狩猟免許を取得して経験が浅い方々の捕獲技術の向上などが課題となる。
防護柵の設置等に関する取組	① 有害鳥獣被害防止施設整備事業費補助 ② 有害鳥獣緊急防除事業費補助 ③ 鳥獣被害防止総合対策交付金の活用（侵入防止柵の設置）	侵入防止柵の設置者に対して防護柵の効果が継続的に発揮できるよう見回りの強化などの管理を徹底する必要がある。
生息環境管理その他の取組	適正な電気柵等の設置方法などをまとめた資料を配布し、農作物被害等の軽減に努めている。また、ＧＰＳ首輪発信機とアニマルマップの活用によるサルの行動域などの生息状況調査を実施してる。	サルの捕獲になかなか至らず、ＧＰＳ首輪発信器が取り付けられていない状況であり、群れの把握が出来ていない地域での捕獲方法の検討が必要。

（注）１　計画対象地域における、直近３ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

２　「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

３　「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

４　「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

（５）今後の取組方針

- 有害鳥獣捕獲奨励事業費補助金、有害鳥獣駆除出動条件整備事業費補助金、有害鳥獣駆除活動事業費補助金、有害鳥獣緊急防除事業費補助金については、できる限り実態にあった補助額となるよう検討し、実施隊員による許可捕獲、駆除及び追い払いに対する意欲の向上を図る。
- 指定管理鳥獣対策交付金を活用し、指定管理鳥獣の捕獲事業等ならびに出没防止対策等を検討する。
- 当町では各戸に CATV の告知端末機を設置しており、音声による呼び掛けや行政チャンネルでのテロップ放送による住民への最新情報の提供を行っている。同時に、実施隊員による追い払い等を行うことで、農作物被害の軽減及び人身被害の防止を図っているものの、農作物被害の減少には大きな成果が表れていない。今後は ICT の活用など、他地域の優

良事例や最新情報の収集に努め、可能であれば交付金などを活用して講師を招き、実践して被害軽減を図る。
・ 当町では、狩猟免許取得費補助を実施しているものの、実施隊員の高齢化が進んでいる状況であり、捕獲圧の低下が懸念されている。したがって、現狩猟免許所持者の維持と併せて、新規狩猟免許取得者の確保・育成を図る。
・ 個々ではなく、集落全体で鳥獣から農作物を守るという意識付けを行う。（町単独補助、有害鳥獣被害防止施設整備事業では集落単位での取り組みを推進）
・ サルについてはＧＰＳ首輪発信機・アニマルマップを活用した行動生息息調査を行い、効率的な捕獲、防護等を検討していく。
・ アライグマ及びヌートリアについては特定外来生物であり、個体数、生息域が拡大することにより、今後農作物被害や生態系に与える影響も大きくなると予測されるため、地域からの全頭捕獲を目標とする。
・ ニホンジカについて、今後、生息域拡大が予測されるため、生息状況調査と併せて捕獲を実施し、早急な対策を図る。
・ ＩＣＴ機器を活用し、被害低減及び捕獲効率の向上を図る。

なお、本計画の対象鳥獣以外の鳥獣についても、被害が発生した場合は、速やかに捕獲や被害防止対策を実施する。

（注） 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

当町には津和野地域4地区、日原地域1地区（細かく分ければ10地区）に分かれた連携性のある捕獲班が結成されており、それを基盤とした津和野町鳥獣被害対策実施隊（対象鳥獣捕獲員含む）を平成24年度に設置した。

（注）１ 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

２ 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

３ 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	ツキノワグマ以外の対象鳥獣	・ 被害報告があった場合に迅速に対応できるよう実施隊との連絡体制の強化 ・ 補助金の拡充（実施隊員の鳥獣捕獲に対する意欲の向上） ・ 捕獲機材の整備

		・ 狩猟免許取得を促進 ・ 狩猟免許者の育成及び維持 ・ ＩＣＴ機器を活用し、被害低減及び捕獲効率の向上を図る。

（注）　捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

当町では、下記の通り捕獲頭数を設定したが、計画通りの捕獲は難しく、農作物被害の軽減への効果はあまり得られていない。しかし、捕獲活動が農作物被害の軽減につながるよう期待し、毎年設定をしている。近年の捕獲頭数の推移状況、農林水産への被害状況や被害防止対策の実施状況等を総合的に勘案し、生態系に大きな影響が及ばないような捕獲計画数を掲げる。

捕獲目標は、豚熱等感染症の拡大状況及び近年の捕獲実績を参考に設定する。

これまでの町の捕獲実績

年度 対象鳥獣	令和 5 年度	令和 6 年度
イノシシ	199 頭	631 頭
サル	13 頭	32 頭
テン	0 頭	0 頭
タヌキ	28 頭	29 頭
アナグマ	30 頭	90 頭
キジバト・ドバト	0 羽	0 羽
カラス	3 羽	4 羽
アオサギ	2 羽	0 羽
カワウ	15 羽	11 羽
アライグマ	87 頭	117 頭
ヌートリア	11 頭	5 頭
ニホンジカ	3 頭	9 頭

※ツキノワグマについては、県特定鳥獣管理計画に基づき対応するため、町独自の捕獲目標は設定しない。

（注）　近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
イノシシ	津和野地域 300 頭 日原地域 300 頭	津和野地域 300 頭 日原地域 300 頭	津和野地域 300 頭 日原地域 300 頭
サル	両地域 30 頭	両地域 30 頭	両地域 30 頭

タヌキ	両地域 20 頭	両地域 20 頭	両地域 20 頭
アナグマ	両地域 50 頭	両地域 50 頭	両地域 50 頭
テン	両地域 20 頭	両地域 20 頭	両地域 20 頭
キジバト･ドバト	両地域 10 羽	両地域 10 羽	両地域 10 羽
カラス	両地域 30 羽	両地域 30 羽	両地域 30 羽
アオサギ	両地域 10 羽	両地域 10 羽	両地域 10 羽
カワウ	両地域 30 羽	両地域 30 羽	両地域 30 羽
アライグマ	両地域 50 頭	両地域 50 頭	両地域 50 頭
ヌートリア	両地域 30 頭	両地域 30 頭	両地域 30 頭
ニホンジカ	両地域 20 頭	両地域 20 頭	両地域 20 頭

（注）　対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
イノシシ	銃猟免許所持者の減少により、わなによる捕獲が多くなっている。被害の状況に応じて、効果的・効率的な捕獲方法を選択する。
サル	鳥獣被害防止総合対策事業により捕獲檻を導入したことで捕獲数が増えた。またイノシシ用の檻を活用した捕獲も実施している。 許可捕獲の時期については、ほぼ 1 年中、里山に降りて来て、田畑に被害をもたらしているので、年間を通じて捕獲や煙火による追い払いを行う。
テン タヌキ アナグマ アライグマ ヌートリア	年間を通して、農家が各々の田畑を守る為、近くの実施隊員へ依頼し、わなによる捕獲を行う。
キジバト・ドバト カラス アオサギ カワウ	年間を通して、農家や漁師が田畑や漁業権魚種を守る為、煙火による追い払いまたは近くの実施隊員へ依頼し、銃による捕獲を行う。
ニホンジカ	近年、生息数の増加が懸念されているが、当町において捕獲体制が構築されておらず､被害報告も上がってきていないため､現状ではセンサーカメラや、ライトセンサスによる生息状況調査を実施する。

（注）１　わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
　　２　捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
大型獣及びニホンザルの捕獲は危険を伴うため、射程距離の長いライフル銃を使用することで接近せずに安全を確保して捕獲を実施する必要性がある。 ライフル銃使用時の条件について ・捕獲対象は、イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル。

・鳥獣捕獲許可証及び従事者証に記載されている期間及び場所であること。
・捕獲条件により、ライフル銃以外の手段で捕獲を実施できない場合であること。

（注）　被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
津和野町全域	該当なし

（注）１　都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第４条第３項）。
２　対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
イノシシ サル テン タヌキ アナグマ アライグマ ヌートリア ニホンジカ ツキノワグマ	ワイヤーメッシュ柵、電気柵：10.5 ㎞次年度設置要望を町内全域で調査し、規模に応じた事業を集落に提案して補助金等を活用した効果的な防護柵の設置を行なう。	ワイヤーメッシュ柵、電気柵：10.5 ㎞次年度設置要望を町内全域で調査し、規模に応じた事業を集落に提案して補助金等を活用した効果的な防護柵の設置を行なう。	ワイヤーメッシュ柵、電気柵：10.5 ㎞次年度設置要望を町内全域で調査し、規模に応じた事業を集落に提案して補助金等を活用した効果的な防護柵の設置を行なう。

（注）１　設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
２　侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和 8 年度～令和 10 年度
イノシシ サル テン タヌキ アナグマ	① 侵入防止柵の管理の徹底 補助金を活用し、設置した侵入防止柵に対しては事後の適正な管理を指導。（電気牧柵に対しては漏電していないかどうか、防護柵に対しては破損や隙間がないかどうか等）

キジバト ドバト カラス アオサギ カワウ アライグマ ヌートリア ニホンジカ ツキノワグマ	② 追い払い及び捕獲活動 町より実施隊員へ依頼し、補助金を交付することで追い払い及び捕獲活動に出動してもらう。 ③ 有害獣出没に関する情報の迅速な周知 特にツキノワグマに対するもので、住民が目撃したらすぐに役場及び職員常駐の公民館に連絡してもらう態勢を取り、必要に応じてCATVテロップや告知端末機により注意を呼びかける。

（注）　侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度～令和10年度	イノシシ サル テン タヌキ アナグマ キジバト ドバト カラス アオサギ カワウ アライグマ ヌートリア ニホンジカ ツキノワグマ	① 誘引物の除去、活用 CATVでのテロップ放送を活用し、住民に周知することで、有害鳥獣に対する注意を促す。 ② 研修会の実施 有害鳥獣の知識を深めるため、必要に応じて実施する。 ③ 生息状況等調査 ＧＰＳ首輪発信機とアニマルマップの活用によりサルの行動域などの生息状況等を調査する。また、センサーカメラを活用し、鳥獣の生息状況等を調査する。

（注）　緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
島根県西部農林水産振興センター	有害鳥獣の情報提供・助言

益田事務所	
津和野警察署	住民の安全確保
津和野町狩猟クラブ	有害鳥獣捕獲活動への協力・情報提供
津和野町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲の実施
津和野町役場	住民の安全確保、関係機関への緊急告知・周知

（注）１　関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
２　役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
３　対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

（２）緊急時の連絡体制

住民→津和野警察署→津和野町役場→関係機関(西部農林水産振興センター益田事務所、津和野町狩猟クラブ、津和野町鳥獣被害対策実施隊)

（注）　緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋却等適切な処理を推進する。

（注）　適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	-
ペットフード	-
皮革	-
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	-

（注）　利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

（２）処理加工施設の取組

-

（注）　処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性

の確保に関する取組等について記入する。

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

（注）　処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
津和野町狩猟クラブ	有害鳥獣の生息状況、捕獲状況等、地元・現場の声を報告。
島根県鳥獣保護管理員	鳥獣保護に対する内容及び巡回による現在の状況を報告。
津和野町農政会議	農業と有害鳥獣との関係を伝える
島根県農業協同組合	農業を支える立場から地元の声を伝える。
高津川森林組合	山林と有害鳥獣との関係を報告。
島根県農業共済組合	農作物に対する被害額の報告等を行う。
津和野町役場	事務局としての役割を担う。

（注）１　関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

２　役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
島根県中山間地域研究センター	有害鳥獣の生息状況、防止施策等、研究員として助言及び指導を行う
島根県西部農林水産振興センター 益田事務所	協議会に対して助言、指導等を行う。

（注）１　関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

２　役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

３　協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

当町には津和野地域 4 地区、日原地域 1 地区（細かく分ければ 10 地区）に分かれた連携性のある捕獲班が結成されており、それを基盤とした津和野町鳥獣被害対策実施隊（対象鳥獣捕獲員含む）を平成 24 年度に設置した。

（注）１　被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

２　鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

狩猟クラブ、協議会、町等関係機関が連携し、有害鳥獣被害に対する出動態勢を整備すること。

（注）　将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

１０．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

上記の被害防止施策等を効率的に実施するため、各種事業団体と連携し、集落ぐるみでの取組を推進する。

（注）　近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。